

① 制度の概要

バリアフリー法に基づき、高齢者や障がい者などの移動の円滑化を図るため、市町村が基本構想を作成した地区内の既存駅舎へのエレベーター設置事業に助成する制度です。府民の広域的移動手段となる鉄道駅舎のバリアフリー化を促進します。

本制度は、大阪府域内にある既存駅舎で、バリアフリー法に基づく基本構想が作成された地区内の駅舎が対象です。整備費の一部を国、府、市町村が補助することで、**鉄道事業者等の負担を軽減**し、バリアフリー化を推進することを目的としています。

② 支援内容

□ エレベーター・上空通路等整備事業

既存駅舎への旅客用エレベーター及び乗換えのための上空通路の整備事業が対象となります。

最大6,000万円

補助率1/6～1/2以内

③ 対象となる事業・経費

【エレベーター整備事業】

- 既存駅舎への**旅客用エレベーター**の設置事業。
- 乗換えのバリアフリールートとしての上空通路設置事業。
- バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に適合すること。

【補助対象経費】

- 補助対象施設の購入費（エレベーター購入費等）。
- 施設工事費（基礎工事、シャフト新設、電気設備工事費等）。
- 設計・工事監理費（上記購入費・工事費にかかる費用）。

④ 対象者

- 鉄道事業法に基づき、国土交通大臣の許可を受けて**鉄道事業を経営する者**。
- 軌道法に基づき、主務大臣の特許を受けて運輸事業を経営する者。
- 大阪府域内にある既存駅舎が対象（特定の計画がある駅舎は除く）。

△ 補足事項

- 要件を満たしても審査があり、必ずもらえるわけではありません。
- 公募から採択まで数か月かかる点にご注意ください。
- 原則、事業終了後の後払い（清算払い）です。
- 補助金は返済不要の公的支援制度です。

④ 採択率向上のポイント

- 事業計画がバリアフリー法に基づく**基本構想地区内**に合致しているかを確認。
- エレベーター等の上空通路の整備が、既存施設のバリアフリー化に**最も効果的**なルートであること。
- 大阪府福祉のまちづくり条例等の適合基準を確実に満たすこと。
- 補助対象外となる他の大規模改良等の計画がないことを証明する。
- エレベーターの設置や改修実績など、事業者の遂行能力を示すこと。

△ 戰略的分析

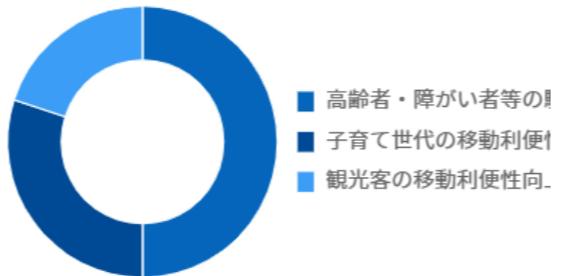
【大阪府における重点支援】

- 大阪府域の鉄道駅バリアフリー化、**府民の広域移動**への貢献する。
- 国の補助事業と連携することで、**鉄道事業者等の負担を低減**し事業を促進する。
- 補助対象から除外されるケース（大規模改良計画等）を事前に確認する必要あり。

【整備後の利用促進】

- バリアフリールートの確保は高齢者や障がい者にとって**駅利用の前提条件**。
- 整備後も適切な維持管理を行う計画を示すことが、事業の継続性を裏付ける。
- エレベーターの定員に応じて補助限度額が変わり、**大型化が推奨**されている。

△ バリアフリー化の経済効果



大阪府内鉄道駅における利用者増の寄与率
移動円滑化により、利用者の**増加と地域経済の活性化**に貢献。

④ 整備事例と対象施設

対象施設	代表的な取組例
エレベーター	既存駅舎内における旅客用エレベーターの設置。
上空通路	乗換えのバリアフリールートとなる幅員180cm以上の通路整備。
付帯工事	基礎工事、シャフト・機械室の新設、電気設備工事等。

△ 専門家活用のススメ

- 建築士・技術コンサルタント**：エレベーター等の技術基準適合確認。
- 中小企業診断士**：事業計画書の作成、費用対効果の算定支援。
- 行政書士**：補助金申請書類の作成、提出代行。

④ 必要書類とチェックポイント

提出書類	チェックポイント
申請書一式	<ul style="list-style-type: none">基本構想地区内の駅舎であるか確認。エレベーター等の仕様と規模を明確に記載。
事業計画書	<ul style="list-style-type: none">バリアフリー法等の適合性を明記。工事スケジュールと費用の妥当性。
費用見積書	<ul style="list-style-type: none">対象経費（購入費・工事費・設計費）の内訳を明記。
その他	<ul style="list-style-type: none">他事業補助との重複がないことの確認。

④ 申請スケジュール

事前準備

- バリアフリー法に基づく**基本構想**が作成された地区であることを確認。
- 設計業者選定や概算費用見積もり、必要書類の準備。

申請期間

- 公募期間は特定されず、随時受け付けられています。公募開始日 不明～**随時**
- 本制度は**毎年度予算の範囲内**において実施しています。
 - 予算が上限に達した場合など、早期終了する可能性があります。

審査期間

- 申請後、**個別案件ごとに審査**が行われます（期間は要問合せ）。

採択結果通知

- 審査終了後、**採択決定通知**が行われます（時期は案件による）。
- 採択後、改めて交付申請を行い、交付決定後に事業開始。

交付決定

- 交付決定日から**事業着手**が可能となります。
- 事業完了後、実績報告を経て**補助金が交付**されます（精算払い）。

④ 問い合わせ

制度詳細	https://www.pref.osaka.lg.jp/o130170/kenshi_kikaku/fukushi_top/ekibari.html 詳細な手続きや公募要項は必ず制度詳細ページをご確認ください。
お問い合わせ	大阪府 都市整備部住宅建築局 建築環境課 住環境推進グループ TEL.06-6210-9717 / 06-6210-9718 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎27階